

第 2 3 9 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 3 1 年 3 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成31年 3月12日 午前10時00分開議
午後 2時52分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

委員長	岡崎健吾	副委員長	斉藤孝昭
委員	原田敏匡	委員	山本留義
”	佐々木隆徳	”	工藤祥子
”	日時睦男	”	野呂泰喜
”	石田勝弘	”	菊池広志
”	東健而	”	佐賀英生
”	富岡修	”	大瀧次男
”	中村正志	”	濱田栄子
”	浅利竹二郎	”	佐々木肇
”	富岡幸夫	”	川下八十美
”	半田義秋	”	菊池光弘
”	鎌田ちよ子		

○欠席委員（2人）

委員	横垣成年	委員	村中徹也
----	------	----	------

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎						
副市	長	鎌田光治						
副市	長	川西伸二						
教	育	長 氏家剛						
公	営	企	業	管	理	者	花山俊春	
総	務	部	長	村田尚				
企	画	政	策	部	長	吉田和久		
財	務	部	長	吉田真				
財	務	部	税	務	調	整	監	赤坂吉千代
民	生	部	長	中里敬				

福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健康づくり推進部長	徳 田 暁 子
子どもみらい部長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規
都 市 整 備 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 所 長	二 本 柳 茂
大 畑 庁 舎 所 長	立 花 一 雄
会 計 管 理 者	
総 務 部 理 事 出 納 室 長	畑 中 秀 樹
教 育 部 長	松 谷 勇
公 営 企 業 局 長 下 水 道 部 長	濱 谷 重 芳
総 務 部 政 策 推 進 監 総 務 課 長	角 本 力
総 務 部 副 理 事 市 長 公 室 長	伊 藤 大 治 郎
総 務 部 副 理 事 防 災 安 全 課 長	佐 藤 孝 悦
企 画 政 策 部 政 策 推 進 監	
企 画 調 整 課 長	中 村 智 郎
財 務 部 政 策 推 進 監 税 務 課 長	樋 山 政 之
財 務 部 副 理 事 管 財 課 長	中 村 久
民 生 部 政 策 推 進 監	
市 民 サ ー ビ ス 推 進 監	
市 民 課 長	坂 野 か づ み
福 祉 部 政 策 推 進 監 福 祉 政 策 課 長	工 藤 淳 一
福 祉 部 副 理 事 高 齢 者 福 祉 課 長	千 代 谷 賀 土 子
健 康 づ け り 推 進 部 政 策 推 進 監	
国 保 年 金 課 長	高 杉 俊 郎
経 済 部 政 策 推 進 監	
水 産 振 興 課 長 事 務 取 扱 長	金 浜 達 也
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	
都 市 整 備 部 政 策 推 進 監	
都 市 計 画 課 長	小 笠 原 洋 一
都 市 整 備 部 副 理 事 土 木 課 長	杉 山 郷 史
教 育 委 員 会 事 務 局 政 策 推 進 監	
総 務 課 長	木 下 尚 一 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長	
学 校 教 育 課 長	和 田 正 顕
教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事 長	
中 央 公 民 館 長	工 藤 和 彦
公 営 企 業 局 政 策 推 進 監	
下 水 道 部 政 策 推 進 監	川 西 雅 人
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財 務 部 財 務 課 資 金 企 画 室 長	古 屋 敷 均

財務部施設経営戦略課長	飛 内 義 雄
財務部税務課総括主幹	武 市 千 秋
民生部市民スポーツ課長	中 村 昭 男
福祉部高齢者福祉課総括主幹	安 宅 章 子
福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター所長	池 田 雅 文
経 済 部 シティプロモーション推進課長	福 山 洋 司
経済部産業雇用政策課長	石 田 隆 司
経済部産業雇用政策課総括主幹	小 林 睦 子
経済部観光戦略課長	杉 澤 一 徳
経済部観光戦略課総括主幹	畑 中 正 行
都市整備部まちづくり推進課長	大 濶 聡
都市整備部用地課長	江 刺 家 格
川内庁舎管理課長川内公民館長	鷺 岳 彰 丸
大畑庁舎市民生活課長	西 正 文 明
脇野沢庁舎管理課長 脇野沢公民館長	三 上 修 一
教育委員会事務局総務課 総 括 主 幹	畑 中 渉
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 田 由 佳 子
教育委員会事務局 生涯学習課総括主幹	加 藤 昭 広
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	中 居 春 雄
教育委員会事務局図書館長	櫻 井 忍
公営企業局総務課長	野 坂 武 史
公営企業局施設課長	川 島 一 彦
公営企業局施設課総括主幹	中 村 満
公営企業局施設課総括主幹	眞 野 哲 広
公営企業局下水道課長 下水道部下水道課長	中 村 亨
総務部防災安全課主幹	秋 田 浩 克
財務部財務課主幹	宮 下 圭 一
財務部税務課主幹	飯 田 啓 太 郎
財務部税務課主幹	対 馬 亮 子
財務部税務課主幹	金 田 貴 裕
福祉部高齢者福祉課主幹	山 崎 憲 一

福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター医療主幹	辻	郁子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂	ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	吉田	邦子
都市整備部都市計画課主幹	黒澤	幸太郎
都市整備部都市計画課主幹	長内	誠
都市整備部 まちづくり推進課主幹	蛭子	丈史
都市整備部 まちづくり推進課主幹	笠井	俊介
都市整備部土木課主幹	立花	永咲
都市整備部土木課主幹	遠藤	龍規
都市整備部用地課主幹	菊池	円
教育委員会事務局総務課主幹	柏谷	圭則
教育委員会事務局 中央公民館館長補佐	澤田	哲也
公営企業局総務課主幹	櫻田	誠
公営企業局下水道課主幹 下水道部下水道課主幹	阿部	博幸
総務部総務課主任主査	井戸向	秀明
民生部市民スポーツ課主任主査	林	力
都市整備部 まちづくり推進課主任主査	石田	和孝
総務部市長公室主査	佐藤	純也
総務部総務課主査	畑中	佳奈
民生部市民スポーツ課主査	西田	裕昭
総務部総務課主事	中村	善光
総務部総務課主事	佐藤	貴昭
総務部防災安全課主事	山本	将史
教育委員会事務局 学校教育課主事	佐藤	美和子

○事務局出席者

事務局長	東雄二	次長	伊藤泰成
総括主幹	奥本聡志	主幹	葛西信弘
主任主査	堂崎亜希子	主査	井田周作

(午前10時00分 開議)

○委員長（岡崎健吾） ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は23人で定足数に達しております。

まず初めに、昨日の大瀧次男委員の議案第60号 平成31年度むつ市一般会計予算、総務費への質疑につきまして、企画政策部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 委員長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日の予算審査特別委員会におきまして、大瀧委員の離島航路運航維持事業費補助金に係るご質疑の中で、企画調整課長の説明に不足の点がありましたので、改めて説明をさせていただきます。

航路運航事業者の欠損額及び地元住民の航路利用の状況についてのお尋ねでございます。こちらの地元住民という部分は、脇野沢地区の方々の利用状況ということでよろしいでしょうか。

(「佐井村も」の声あり)

○企画政策部長（吉田和久） 佐井村も含めてということでありますね。平成29年度決算における経常損失は、1億5,762万275円となっております。

また、地元の住民の方々の利用状況につきましては、平成29年度で全体の利用者数が7,551人、脇野沢地区と佐井村地区の住民の方々の利用は、合計で1,940人、率にしますと約25%となっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） これで発言の申し出を終わります。

それでは、これより3月11日に引き続き議案第60号 平成31年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

今回は、第6款農林水産業費までの質疑が終わっておりますので、本日は第7款商工費から審査してまいります。

第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（三上達規） それでは、第7款商工費についてご説明いたします。予算に関する説明書の63ページをお開き願います。

まず、第1項商工費、第1目商工総務費についてであります。これは商工部門の一般職員の給与費となっております。

次に、第2目商工振興費についてであります。これは中小企業等の振興を図るための経費などでありまして、主なものといたしましては、むつ商工会議所など商工団体への補助金、中小企業金融対策費などとなっております。

次に、第3目観光費についてであります。これは観光の振興を図るための経費でありまして、主なものといたしましては、観光施設管理費、64ページに移りまして、全国夜景サミットinむつ開催準備事業費、むつ市女子旅ルート開発・プロモーション事業費などとなっております。

次に、第4目消費者行政推進費についてであります。これはむつ市消費生活センターの運営に要する経費などでありまして、主なものといたしましては、むつ市消費生活センター運営費などとなっております。

次に、65ページに移りまして、第5目むつ来さまい館等管理費についてであります。これはむつ来さまい館、イベント広場及びむつ下北観光物産館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ来さまい館等指定管理料などとなっております。

次に、第6目産業振興費についてであります。これはむつ市の産業の振興を図るための経費でありまして、主なものといたしましては、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業費、地域特産品活用促進事業費などとなっております。

次に、第7目北の防人管理費についてであります。これは安渡館、海望館、みどりのさきもり館、弐番館及び水源池公園の北の防人大湊エリアを一体管理するための経費でありまして、主なものといたしましては、北の防人管理事業費などとなっております。

以上が第7款商工費の費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 観光費について、今ご説明ありましたむつ市女子旅ルート開発・プロモーション事業費の事業の内容をお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 観光戦略課長。

○経済部観光戦略課長（杉澤一徳） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市女子旅ルート開発・プロモーション事業はどのような事業かというお尋ねについてでございますが、今まで当市旅行客の誘客につきましては、シニア層をメインターゲットといたしまして、そのほか下北ジオダイニングですとかクルーズ船の誘致による富裕層、そしてインバウンドによる外国人旅行客に対して誘客を行っておりましたが、これまでターゲットとしておりませんでした若者目線での誘客を目指し、発信力のある首都圏大学のミスキャンパスを対象としたモニターツアーを実施し、若者、女子目線でのドライブルート開発、ルートマップの作成、SNSでの拡散などにより新たな旅行

客の誘客及び地域経済の活性化を図るための事業でございます。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） さまざまな事業と連動しながら、今山ガールというのが都会の女子たちに結構はやっているようでございます。山歩きです。そういった目線もジオパークと関連しながら、計画を立てていただきたいなと思います。

終わります。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 63ページの商工振興費ですが、すごく昨年に比べて減っているのですけれども、この主な原因は何でしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 産業雇用政策課長。

○経済部産業雇用政策課長（石田隆司） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

大きく減りました要因となりましたのは、中小企業経営安定化支援事業でございまして、この中で商工中金のほうに8,000万円を預託して、市内業者の資金調達のため用途としていたものでありますが、商工中金様と協議が調いまして、預託を廃止しましても、今までと同様の取り扱いをしていただけるということになりまして、8,000万円減となっております。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） おはようございます。それでは、都市整備部が所管しております第8款土木費についてご説明いたします。予算書66ページをお開き願います。

まず、第1項土木管理費についてご説明いたします。第1目土木総務費についてであります。これは都市整備部一般職員26人分の給与費などとなっております。

次に、第2目建築総務費についてであります。これはまちづくり推進課一般職員11人分の給与費などとなっております。

次に、第2項道路橋りょう費についてご説明いたします。第1目道路橋りょう総務費についてであります。これは道路や橋りょうの管理に係る経費でありまして、主なものとして、街路灯の電気料及び器具修繕などに要する経費、街路灯LED化事業などに要する経費となっております。

次に、67ページ、第2目土木維持費についてであります。これは市道及び水路等の維持補修や除排雪業務などに係る経費でありまして、主なものとして、道路維持工事費、除排雪後の穴埋め等の道路維持補修費、除排雪委託及び川内地区の除雪車購入などに要する経費となっております。

次に、第3目用地管理費についてであります。これは道路や水路等の用地取得及び管理に係る経費でありまして、主なものとして、道路用地測量委託料、市道及び排水路用地の土地借上料などとなっております。

次に、第4目道路新設改良費についてであります。これは国からの道路整備交付金等により施工する道路の改良に係る経費でありまして、主なものとして、側溝整備事業、大橋架け替えに係る設計、荒川橋撤去工事などの橋梁長寿命化修繕事業、釜臥山恐山線整備などに要する経費となっております。

次に、68ページ、第5目特定交通安全施設整備費についてであります。これは市町村に交付されます交通安全対策特別交付金による交通安全事業に係る経費でありまして、主なものとして、カーブミラー補修、市道の区画線設置工事に要する経費となっております。

次に、第3項河川費についてご説明いたします。第1目河川総務費についてであります。これは市が管理する河川等の維持管理に係る経費や、青森県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金等の経費でありまして、主なものとして、市内における河川の草刈り等維持管理に係る委託料、青森県が実施しております川守地区ほかの急傾斜地整備事業負担金などとなっております。

次に、第2目河川改修費についてであります。これは市が管理する河川、水路等の整備に係る経費でありまして、主なものとして、柳町地区排水路及び旭町地区排水路整備に係る工事などに要する経費となっております。

次に、第4項港湾費についてご説明いたします。第1目港湾総務費についてであります。これは各種協会の会費となっております。

次に、69ページ、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目都

市計画総務費についてであります。これは都市計画審議会に係る経費や各種協会の負担金及び下水道事業特別会計への繰出金等の経費でありまして、主なものといたしましては、下水道事業への繰り出しのほか、特殊地下壕対策事業などに要する経費となっております。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは都市公園等の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、清掃などの維持管理業務、遊具更新などの公園施設長寿命化対策事業、市制施行60周年記念植樹に要する経費となっております。

次に、第3目駅前広場管理費についてであります。これは下北駅及び大湊駅前広場の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、駅前広場に係る電気料、清掃業務等に要する経費となっております。

次に、70ページ、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これはかわうちまりんびーちの維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、海水浴場管理業務、植栽維持管理業務に係る委託料などとなっております。

次に、第5目街路整備費についてであります。これは都市計画道路横迎町中央2号線整備事業に係る経費でありまして、主なものといたしましては、道路整備に係る工事請負費、事業用地取得費、物件移転補償費などとなっております。

次に、第6目大湊地区居住誘導区域整備費についてであります。これはおおみなと臨海公園内において民間主導によるにぎわい創出のための公園整備であります。公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIに係る経費でありまして、主なものといたしましては、民間事業者への負担金となっております。

次に、第7目コンパクトシティ推進費についてであります。これは臨機応変かつスピード感を持ってコンパクトシティ構想を推進することを目的に新設しており、主なものといたしましては、推進整備事業、空き家等利活用推進事業、田名部まちなか地区都市再生整備事業に要する経費となっております。

次に、71ページ、第6項住宅費についてご説明いたします。第1目住宅管理費であります。これは市営住宅20団地525戸の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市営住宅の修繕、維持管理等に要する経費となっております。

次に、第2目市営住宅建設費であります。これは市営住宅緑町団地及び(仮称)田名部まちなか団地建設事業に要する経費でありまして、主なもの

といたしましては、市営住宅緑町団地15号棟1棟3戸建設に係る工事請負費などとなっております。

以上が土木費の説明となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） まず、土木維持費の中の私道等整備補助金についてありますが、これまでと違いまして、大分補助率のほうもアップしているのですけれども、これまでの補助制度との大きな違いというところをまずお聞きしたいと思います。

また、これまでの補助制度のほうの利用実績はどれくらいあったのでしょうかということもお聞きしたいと思います。

あと、補助金等資料資料のほうを見ますと、支出額の算出根拠ということで数字が出ています。延長50メートル、幅員4メートルということで出ていますけれども、そうしますと大体4メートルの幅で50メートルくらいの道路であれば、普通に工事すれば111万円くらいでできるという算出根拠でいいのでしょうか。ただ、舗装が10平方メートル、これ幅4メートルで考えると、ちょっと50メートルまだ足りないのかなというふうな気もしましたので、その辺のちょっと算出根拠のほうの説明をお願いしたいと思います。

あと、これ町内会が実施するというので、あくまでも町内会ということの申請だと思えるのですけれども、そこでの公共性、有効性の認められるものというふうな書き方されていますけれども、具体的にどういうふうなことが考えられるのか、お聞きしたいと思います。

次、大湊地区居住誘導区域整備費ということで、今ちょっと説明がありましたけれども、これおおみなと臨海公園におけるPark-PFIの事業だということだったのですが、こちらのほう、ことしの1月に公募をして、2月末にはその内容が固まっているということでもありますので、そのあたりの事業内容のご説明をお願いしたいと思います。

あと3点目、市営住宅建設費ということで、（仮称）田名部まちなか団地整備事業費1,782万7,000円とありますが、これの事業内容と、この件に関しまして、先月の2月21日にサウンディングということで、盛岡市で開かれた民間事業者との対話のほうに、この件出ておられると思うのですが、そのときに民間事業者のほうから幅広くアイデアとか意見等を聞いて事業に反映させるという目的でこれに参加していると思うのですが、そのときに出了た意見とかありましたら、そのあたりをご紹介願いたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

- 都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

私道等整備補助金につきまして、従来との制度の違いはということでしょうかと思います。私道等整備補助金の交付率が、先ほどもありましたとおり5割から9割に引き上げ、市民協働による道路環境の整備とし、また市管理の市道等につきましても、早急に整備したいという町内会の要望に対応できるよう制度を拡充し、地域市民の皆様の生活環境の向上を図ることを目的とした制度となっております。

次に、最近の実績についてであります。直近と申しましても、最近は平成26年度に1件実績がございます。その前にこの制度、旧制度を運用した時点では、ちょっと手元に資料がございませんけれども、約10件くらいの実績がございます。

以上です。

- 委員長（岡崎健吾） 土木課主幹。

- 都市整備部土木課主幹（立花永咲） 続きまして、支出額の算出の根拠というお話の件なのですが、状況によっては路盤も入れかえなければならない。これは、試掘してみなければ、凍上とか起こりますので、あくまでも表層の5センチ、上層路盤10センチでいけるものと判断して算出根拠を出しております。

また、目標としましては、5件を目標に、補助で言えば100万円程度の5件で500万円ということで算出しておりますが、先ほども申し上げたように、路盤の凍上とか起きる可能性があるという場合には、多少の額がかかっていくことと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

- 都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） それでは、大湊地区居住誘導区域整備費の中のPark-PFI事業の事業内容及びスケジュールですか、そちらのほうをご説明させていただきます。

あくまでもおおみなと臨海公園内において、公募により選定された民間事業者が飲食店や売店などの公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設と、その施設からの収益を活用して、周辺の園路や広場など一般市民が利用できる特定公園施設の整備をする事業でありまして、1月の段階で事業者を選定しておりますけれども、そちらのほうからは公募対象公園施設としてフィットネスジム、カフェ、集会施設を設置し、その収益で特定公園施設となる園路や緑地公園の整備を実施する旨の提案がなされております。

2月末をめどに認定のほうを考えておりましたけれども、今事務作業中で

ありまして、年度末、今3月末までに認定を行って、その後事業者との間で協定の締結をする予定として今事務作業のほうを進めております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） まちづくり推進課長。

○都市整備部まちづくり推進課長（大瀬 聡） 中村委員のお尋ねにお答えします。田名部まちなか団地の事業内容と、2月21日に盛岡市で開催されたサウンディングの内容ということでお答えしたいと思います。

（仮称）田名部まちなか団地整備事業につきましては、これまで国の各種支援を受け、旧田名部駅跡地を活用した市営住宅の再編と民間主導の収益施設整備事業について、官民連携手法での実現性と採算性の調査検討を実施するとともに、民間事業者の参画意欲向上のための勉強会のほか、今後実施方針の公表、要求水準書作成の参考資料となる敷地内の地質調査を実施しております。平成31年度につきましては、民間事業者選定事務手続に係る支援業務委託を実施する予定でございます。

続きまして、2月21日に盛岡市で開催されたサウンディングの内容についてです。当市で現在検討中の旧田名部まちなか団地の整備事業において、移転入居後の既存市営住宅の解体及び跡地利用の事業性について、実務経験及び事業に興味のある民間事業者の方々から意見を求めましたが、事業リスクを考えた場合、事業に含めることは難しいという意見がほとんどでございました。

この意見を踏まえ、今後地元民間事業者に対しましても幅広く意見の提言を求めながら、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 済みません。先ほどの中村委員のご質疑の中、私道等整備補助金、最後に町内会実施だとか、あと公共性ということでちょっと答弁が漏れておりましたので、私のほうから説明させていただきます。

町内会実施ということで、基本的には町内会のほうから要望があったものを対応していくというふうな考えです。それから、公共性、有効性ということは具体的にどういうことかというお話でしたけれども、具体的になるかわかりませんが、まずは住宅が一定程度張りついているだとか、あとは緊急性を要するだとか、あとは利用頻度が比較的高い、通り抜けができるかということ公共性を意識して認めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 中村正志委員。

○委員（中村正志） まず、私道の整備補助金のほうなのですが、内容のほうはわかりました。これ今の説明でいきますと、大体上限1件当たり100万円ということで、これは先ほど説明した工事のほうがそれよりももうちょっとかかったとしても、1件当たりの上限はこれくらいだというふうな認識でよろしいのでしょうか。首振りしましたね。では、ちょっとそこの説明をお願いしたいと思います。

あと、おおみなと臨海公園のほうですけれども、本年度中にということでしたが、そうしますとこの場所の供用開始といいますか、それはいつごろになりますでしょうか。2点お願いします。

○委員長（岡崎健吾） 土木課主幹。

○都市整備部土木課主幹（立花永咲） お答えいたします。

先ほどの整備補助金に関しての上限額なのですが、それは設けておりません。けれども、先ほども申しましたが、現場によっては多額の費用がかかる場合も想定しておりますので、上限については考えておりません。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） 供用開始の時期についてお答えいたします。

次年度末の整備の完了を予定しておりますが、新アリーナの整備事業と連動しているわけですので、あくまでもそちらの進捗に合わせ、供用開始時期を同一にして開始したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点お尋ねいたします。

67ページの第4目道路新設改良費のところ、兔沢・関根橋線整備費、ここは何度か計上されているのですがけれども、平成31年度の計画と、それから今後の全体計画についてお願いします。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

兔沢・関根橋線の整備の今後の内容につきましては、工事費といたしまして、1,400万円計上しているところでありまして、今後の計画といたしましては、新年度をもって工事のほうを完了という予定でございます。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ちょっと関連しますけれども、この道路、大畑中学校、外山団地、元大畑高校、今後オフサイトセンターの設置が予定されている道路でありまして、上流に行きますと正津川にぶつかりまして、その正津川沿いに恐山まで続いています。その恐山までの道路は林道になっているのですけれども、その道路等との連動した整備計画等は考えていないのか、お聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） お尋ねにお答えします。

ただいまの連動するような道路の整備計画は、考えてございません。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 先ほどむつ市女子旅ルート開発等がありましたけれども、この道路は恐山と林道、散策するのにすばらしい川沿いの道路になっています。新たな観光開発になりますので、横の連携をとりながら、今は考えていないということですけれども、進めていっていただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、69ページの公園管理費について。市制施行60周年記念植樹の事業内容と植樹の樹種についてお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） お答えいたします。

あくまでもこの記念植樹というものに関しては、桜満開プロジェクトの中で桜の木を60本、市内の早掛沼公園、それから大湊の水源池公園、そちらのほうをメインに60本を植樹したいと、そういう計画のもと予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 中村正志委員の質疑に関連しますけれども、私道の補助金の関係ですが、今までですと私道の補助金は、工事費の半額を補助していると、今回は9割ということなのですからけれども、では補助金の対象になった道路は、寄附採納を受けてからやるのか、それとも受けた後寄附採納を受けるのかと、この1点をお聞きいたします。

もう一つは、69ページの特殊地下壕対策事業費についてお伺いいたします。今回北関根にある特殊地下壕ということですが、これ戦争当時の防空ごうのことなのかどうかと、それから市内にはどのぐらいの特殊地下壕があるのか。

そして、この地下壕の場合、国、県、市有地のみが対象になるのか、民間の私有地は対象にならないのか、この点をお聞きいたしたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） お尋ねにお答えいたします。

まず、私道等整備補助金についての対象物件につきまして、寄附を受ける前か受けた後に、工事を進めた後に寄附を受けるべきかというようなお尋ねにつきまして、この私道等整備補助金につきましては、寄附と切り離れた考えでおります。この制度に対応した道路等につきましては、私道のほか、既に市道認定された道路が今現在砂利道である路線について、例えば舗装をしたいというような内容もございますので、その整備した後に必ず寄附を受けるかどうかというのは、それは私道整備につきまして、町内会さんの考え方もございますので、これは切り離れた考えということでご理解願いたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） 特殊地下壕対策事業に関してお答えいたします。

まず、関根地区の私有地の特殊地下壕なのですけれども、これはあくまでも防空ごうとして私どものほうは判断しております。

2点目、市内の特殊地下壕の数に関してですけれども、残念ながら詳細的には把握はできていない状況にございます。

3点目、私有地でも補助の対象になり得るかというお話ですけれども、補助の対象となります。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 私道の補助金のほうについては、今まで工事の半額ということで、なかなか民間の方はできなかったということで、未舗装の部分、夏になると非常に風の強い日はほこりが立って、洗濯物も外に出せないとか、そして雨の日は非常に歩きにくいとか、私道の沿線の人が困っておりました。これが今回9割補助ということで、それが解消されるのではないかと期待しておりますので、できれば毎年このぐらいの予算はつけてほしいなというふうに要望しておきたいと思います。

あと、特殊地下壕のほうですけれども、把握をしていないということですが、では要請すれば、要望があれば、その対象になるのか。市内には、元防空ごうと言われるもののがかなりあるように見受けられます。要望して、そうするとそういう形で対策していただけるのかどうか、再度お聞きをいたした

いと思います。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） お答えいたします。

防空ごうとして考えられる場所は、実際の数字に関して把握はできていないというお話を先ほどさせていただきましたが、過去に調査をした経緯の中で危険度、それから緊急性があるというものに関してはないということです、まずその点1点訂正させていただきます。

今後ですけれども、そういう部分があるのであれば、お知らせいただければ、私どものほうも積極的に調査をしたうえで、事業として展開できるかどうか、そういうところも含めて判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 防空ごうですので、今はほとんど隠れております。昔私あるところをブルで押して行って、ずぼんと落ちたことがあります。それが防空ごうでした。中に何が入っているかなと思ったら、何も入っていませんでしたけれども、やはり危険な場所が結構ありますので、できればそういうのを調査していただければと。本当に今はもう腐って落ちるような環境にありますので、そういう危険がありますので、ひとつ調査をしながら進めていただければと、このように思います。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。

○委員（東 健而） 第8款土木費の第2項道路橋りょう費の中の67ページ、第4目道路新設改良費の中の桜川地区融雪溝整備費についてお尋ねいたします。

今回この予算ですが、2,550万円の予算がつかしました。今まで何回もお願いしまして、延び延びになってきた予算でございますが、ようやくついたということであります。そこで、この問題について、数点お尋ねいたします。

まず、この桜川地区の融雪溝整備についての工区、それから工期、この2点を最初にお伺いいたしたいと思います。工区は何カ所かに分かれていると思いますけれども、川を挟んで脇野沢川と川内川の2カ所に分かれていると思いますけれども、これは一括して行うのかどうか。

それから、この工期でありますけれども、今年度予算がつかしましたけれども、今年度中に、例えば来年の3月ころまでに全部整理するのかどうか。この見通しについて、まず2点だけお答えいただきたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） お尋ねにお答えいたします。

桜川地区融雪溝整備についての工区、工期についてということでございましたけれども、工区につきましては桜川漁港付近、さらに貝田橋周辺と2工区と工区的には考えております。

工期につきましては、5年以内をめどに今後整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 東健而委員。

○委員（東 健而） 5年以内ということですが、まだまだこれは先の見えない工事になるような気がいたします。それで、この工事が始まる前、工区と工期について、民家の前のところの工事が始まるわけですけれども、この工事が始まる時、地元の村とか、それから地元の人たちに説明があるのかどうか。

それから、もう一点、この通水の準備についてでありますけれども、5年かかるということですので、国道のほうが先に通水が始まるのではないかと思います。これ肝心な水を流すための配管橋と、それからポンプ室、これがまだ設置されていないわけでありまして。この地区に水が流される時期というのは、例えば2つに分かれていますけれども、先に1カ所が完成した場合には、こっちのほうの1カ所のほうの通水が行われるのかどうか。

国道の融雪溝が完成する時期もお尋ねしたいと思いますけれども、県のほうの管轄ですので、わからないと思いますが、もしわかりましたら、まず県のほうの全体の工事が終わる見通し、むつ市の見通しは5年後には全部完成予定ということですが、この5年後には通水も全部完了すると考えていいのかどうか。

以上、お答えいただきたいと思っております。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

桜川の融雪溝については、私も冬の間、よくあそこを通るわけですが、大変厳しい状況にあるということで認識をしておりました。そうした中で、町内会を初め地域住民の方々からご要望をいただき、今回事業化できたことは大変私自身としてもほっとしているところでございます。そういった意味においては、しっかりとこの事業を進めて、できるだけ早くこの融雪溝の整備をしていきたいと思っております。その他のご質問につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） お尋ねにお答えいたします。

まずは、地元での説明会を考えているかどうかというお尋ねにつきまして、工事着工前の早い段階で地元の市民の皆様への説明会を開催したいと考えているところでございます。

通水の準備、通水についての質問につきましては、委員お話しのとおり、県の管轄になりますことから、ポンプにつきましては、県が設置することになります。詳しい設置時期につきましては、お示しすることができませんが、早い完成を目指していると伺っております。

市の整備した融雪溝につきましては、そのポンプの設置した時点で一部供用が開始できるかどうか、それはその進捗を見きわめながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 東健而委員。

○委員（東 健而） 市長も出てきましたので、私この予算がついたことに対して、市長のふだんからの公約であります「声を形に」ということで、今回予算をつけていただいたなということで、大変ありがたく思っているわけであります。私どもの地元の人たちも、この情報を話ししましたら、ようやく予算ついたな、よかったなというような感じで大変喜んでおりました。それで、私どもの地元の人たちというのは、この工事の早い段階での完成を待ち望んでおりますので、一日も早く利用できるような体制を、ご配慮を、ご尽力をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） ようやく順番が回ってきました。ありがとうございます。

67ページの例の荒川橋撤去工事費、今年の予算で工事費が提示されました。そして、昨年12月の定例会において補正予算を組みましたね。工事の変更ともろもろがあって、前の金額ではできないということで、これは変更になりましたね。その金額を、また改めて今当初の予算と、それから補正したときの金額をここでもう一度提示してほしい。

それから70ページ、街路整備費、そこの、市役所のすぐ下の道路なのですが、けれども、前年度より2億円近い予算が減っております。そこで、この進捗状況はどのくらいまで進んでいますか。また、買収関係は、もうこれ済んでいるのかどうかお聞きします。

それから、その同じページのかわうちまりんびーちのことなのですが、けれども、昨年私がトイレの利用期間延長をお願いしたら、延長してもらいまして、

大変ありがとうございました。それで、今年度もそのトイレの利用期間延長、あそこはいろんなゲートボールとかで老人が、老人というか、まだ若い人も結構利用していますので、トイレの利用期間延長をしてほしいなど、そのように思っております。

それから、海水浴場の利用期間、非常に短いのです。海に入るのは、その人の自由でしょうけれども、監視員がいなくなるので、なるべくなら泳いでほしくないと言われてまして、泳ぐのはその人が責任を持って泳ぐのだから、自由でしょうけれども、監視員のいる期間が短いので、非常に不便だと。もっと長く監視員を置いてもらえないかという、これが町民の要望でした。

以上、この3点、ひとつお願い申し上げます。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） お尋ねにお答えします。

荒川橋の昨年度当初の金額、あと変更した金額についてのお尋ねにつきまして、昨年度の工事の資料のほう、手元にございませんで、当初の契約額、ちょっと把握しておりません。その後変更した額につきましては、約7,000万円の増という内容になってございます。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部政策推進監都市計画課長（小笠原洋一） 中央2号線の街路事業に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、進捗状況ですけれども、あくまでも総事業ベースで、金額ベースでお話しさせていただきますと、平成30年度末で43.4%の進捗率を見越しております。買収に関しては、用地費に関しましては、金額ベースで68.2%の進捗となっております。

昨年度と2億円近い金額の開きがございますけれども、あくまでも平成30年度の移転補償費を平成31年度に繰り越しさせていただいておりますので、来年度も用地買収が成立するよう誠意を持って継続して交渉のほうを進めていきたいと考えております。

次に、かわうちまりんびーちのトイレの利用期間延長に関してですけれども、これは昨年来ご要望いただきましたので、今年度もそういう計画を持って予算計上させてもらっております。

次に、監視員の関係ですけれども、あくまでも関係する機関、団体、関係課と協議したうえで、そちらのほうも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） まず、かわうちまりんびーちのほうから行きます。

また、トイレも利用期間を延長してくれるということで大変ありがとうございます。海水浴の利用期間も、監視員を置く期間もいろいろ相談して延長を考えるとということですね。それでいいですね。利用期間を延長するような前向きな考えをひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、街路整備費、予算が減っているのは土地買収費を次年度に繰り越したということですね。これ今買収関係、68%しか進んでいないと言うけれども、果たしてこれ全部の買収できるの。できなければ、このとおりでできませんよね、当然。これどうですか、見通しあるのですか、ないのですか。これももし仮に万が一ないとすれば、この道路は通れませんよ。せっかく工事しても。その見通しがあるのかないのか。そのために進捗状況が43%しかまだできていないということなのですからけれども、もう何年ですか、1年ちょっとかかっていますよね、私の見る限りでは。かかっている。まず、早目に買収関係のほうを済ませてから工事をやらないと、普通は下北半島縦貫道路もしかりですけども、買収、大体見通しをつけないと、下北半島縦貫道路みたいな例になってしまいますよということを私は言いたいのです。そのところをひとつ力を入れて頑張ってもらいたいと思っております。

それから荒川橋、わかりましたか、今下へ何か書類をとりに行ったらしいですけども、わかりましたか。それでは、それをひとつ。

これ、委員長、今1回でやめますけれども、今のは2回目の延長です、いいですね。

○委員長（岡崎健吾） 3回目に答えてもらいます。

○委員（半田義秋） いやいや、これ今また聞かないとわからないから、その場で今言っ。いや、2回目の質問の延長として留保してください。いいですか、留保して。今私はこの金額聞かないと次の2回目の質疑の、1回目の質疑でできなかったから、今書類とりに行ったのでしょ。だから、その金額を今言っ。これは、まだ2回目にしてくださいよ。

○委員長（岡崎健吾） 土木課長。

○都市整備部副理事土木課長（杉山郷史） 荒川橋の前年度の当初契約額が1億7,874万円になっております。増額分が約7,000万円の増になっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 半田委員の2点目のお尋ねの横迎町中央2号線、今後の用地の取得の見込みについてお答えいたします。

私も公共……

（「市長、今2回目の質疑中なので、これを終わったら、

答弁してください。でしょう。私今2回目の質疑した
のだから、あとの問題は2回目の……」の声あり)

○市長（宮下宗一郎） 委員長にお任せします。

○委員長（岡崎健吾） では、土木課長、お願いします。

（「もういいです」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 2回目の続き。

当初の予算が1億7,000万円、補正で7,000万円、これは議会で可決しました。私は、委員会で理由を聞きました、どうして40%ふえるのと。そうしたら、10年前の地質調査の結果を出して、それで掘る地点、掘削地点もちょっと少なかったと。市のほうの落ち度で、業者に迷惑かけたから7,000万円の補正は、我々もそう認めたから、変更契約を委員会で可決しました。

この橋、今撤去ですよ。今私も回って見たけれども、回り道、周りの仮橋があって、これから撤去するのです、あの橋。撤去をする前に、これ新しくつくる予算というのはやるのですか。普通は、撤去イコール新設の橋ということになりますよね。当然この撤去の予算もそれが含まれるのではないのでしょうか。私の単純な素人考えでは、撤去をしてから新しい橋をつくると。その予算を計上するわけでしょう。その後にもまた撤去の予算を出すというのは、私はちょっと腑に落ちない、解せないのだけれども、私の納得するような答弁をひとつお願いします。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、荒川橋についてお答えいたしますけれども、これ撤去をする予算と新設をする予算ということについては、これは工事の順番ということになりますので、その工期、それから地域住民への影響を考えてそのような形で出させていただいております。

2点目、中央2号線について、今後用地取得の見込みはあるのかということですが、これ私国土交通省で直轄事業の用地担当の課長もやらせていただきました。用地は、これは相手のある仕事ですので、これからも粘り強く任意で買収できるように交渉を続けて、しっかりとした形で用地買収をして、工事に移っていきたいと、このように考えております。

その他の質問はありましたか。以上とさせていただきます。

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 私今の答弁では、ちょっと納得しかねます。普通は、素人考えでは、撤去をして新しく橋をつくるというのが当然でしょう。だった

ら撤去の予算と、新しくつくる予算と同じに出すのが一般的なのですよ。

それで、このふえた増額7,000万円、普通は市の、当然あなた方が昔のデータを出したから、掘削してみたところが大きな石がごろごろ出て、とてもではないけれども、こんな金額では工事できないというわけで補正予算を組んだわけですね。私は普通、業者が、例えば当初1億7,000万円と予算を持てば、自分で調査、普通は請け負ったところの会社が調査をして、それからこのくらいの金額ですよというのが本当なのだけれども、それあなた方のデータを見て、ああ、これはこうだ、これでいいのだというわけで当初1億7,000万円の工事費で契約したわけです。ところが、掘ってみたところがとんでもないと。あなた方の調査、全くだめだということで7,000万円余計くれというわけで、そういうあれになったわけです。それも私は委員会で、ちょっとおかしいのではないかと求めただけけれども、市のほうのミスということですね。N値も全然調べていなかったということで、私渋々委員会です承した経緯がございます。

それから、市長、今のそこの道路、新しい道路、街路整備費。やっぱりある程度道路をつくるとなると、市長はこれから持ち主に誠意を尽くして買収するという話をしましたが、人間いざとなると、金が絡むものですから、簡単においそれとは私はできないような気がするのだけれども、本当に誠意を見せて早期に買収して、早くこの道路を通してほしいと、私はそのように思っております。その答弁、求めます。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、荒川橋の架け替えですけれども、撤去してから新しくつくるのは普通だというふうな問いかけですが、そうしますと、今既存のものを撤去してしまうと、既存のところを通っていた方が通れなくなりますので、まず新しいのをつくってから撤去すると、そういう段取りで荒川橋の架け替えは考えております。

工事費の増につきましては、これは過去のこれまでの議会の中で十分審議をしていただいて、御議決をしていただいた事項ですので、今その話をしますと一事不再議ということになりますので、そのことは答弁を差し控えさせていただきますと存じます。

横迎町中央2号線につきましては、誠意を見せるということではなくて、用地交渉ですから、しっかりと我々が提示した価格について、説明を尽くしてご理解いただいたうえで買収にご協力いただくと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） お尋ねするのが私道等整備補助金の件で、行ったり来たりして恐縮ですけれども、整備の補助が9割になったということで、大変ありがたいことだなど、こう思っております。私もたびたび5割のころから、全くこのことについて各町内会から話が上がってくることはないということで、もっと補助率を上げるべきだということで話をし、とりあえず6割補助になりました。今回一度に9割補助になったというようなことで、さらに補助金の資料にも見通しをもって、見通しといいますか、枠を設けたというようなことで。

これまでは、全ての条件が備わって、補助率が決まって予算計上されたというような流れだったと思うのですけれども、今回この9割になった検討を、どういう思いをもって9割補助にされたのか。市内にはかなり多くの未舗装、これは市道の舗装率は高いのですが、私道を含めると市内の舗装率というのは決して高くない。こういうふうな思いから、私も随分お願いをしてきました。今回こういうふうになった確たる根拠といいますか、その思いをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の私道等整備補助金9割にした思いということですが、私も市内を公務で走っていると、少し圍繞地といいますか、住宅地のところに入っていくと、未舗装の道路が非常に多くなっていると。これは、市道ももちろん未舗装のところがありますけれども、私道もまた多いということであり、そういう現状の中で町内会イキイキふれあいトーキングということで、かなり多くの町内会、それぞれ回らせていただくと、必ず舗装してほしいという要望があります。その対応はばらばらで、市道のほうが未舗装のところもあれば、私道のところもあるし、自分たちは全部寄附するのだけれども、舗装のお金がないというようなお話とかさまざまあるわけですが、この際そういった声をしっかりと形にするために、この私道等整備補助金という形で9割の補助を実現するというのでございますので、このことによって市民の皆様、地域の住民の皆様の暮らしが少しでも向上していただくように、そういう思いを持って、この事業に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○委員長（岡崎健吾） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 大変ありがたいことだと思っております。ぜひ町内会長さんの会合とかには、これらのことをお知らせしていただきたいと思います。

そこで、私の経験からといいますか、平成26年に補助を使わせていただきました。現実には、その路線にあるそれぞれの負担する家庭、民間の方々にはそれぞれ事情があるのです。そして、負担をするといっても、うちの前が舗装になるのだから10万円ぐらい負担できないのかなと、こう思うわけですが、その10万円も年金暮らしだとか、そういうふうなことになる、ほとんど抛出できないのです。そして、そのことを町内の問題として町内会長さんが銀行に借り入れに行くと。連帯保証して貸してもらえないかと、こういうふうな話まで現実あったのです、つい最近。ですから、そういうふうなことを思えば、かなりの方々が泣き泣きとか、かなりの努力をしてお願いをしてきているのが、行政に対してお願いしているのが現実なのです。そういうふうなことを踏まえて、この9割補助がどういう形になるのか。せっかくここまで来ましたから、幾らでも相談くださいと。そして、現実にかなうような形にしましょうよということのお手伝いをぜひしていただきたい。こういうふうなことを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（村田 尚） それでは、第9款消防費についてご説明いたします。予算書の72ページをお開き願います。

まず、第1項消防費、第1目常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、主なものといたしましては、消防本部28名、むつ消防署50名、大湊消防署28名、大畑消防署28名、川内消防分署22名、脇野沢消防分署15名、計171名の消防職員に係る人件費や大湊消防署新庁舎建設事業費などとなっております。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団440名、川内消防団280名、大畑消防団182名、脇野沢消防団111名、計1,013名の団員に係る報酬、費用弁償などと

なっております。

次に、第3目水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等に要する経費であります。

次に、第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、災害時用備蓄品の購入に係る経費、防災行政用無線放送施設に係る電気料等及び設備の保守点検に係る業務委託料、自主防災組織結成時に助成する防災対策資機材に係る経費、むつ市防災ハザードマップ作成に係る経費、空き家等の実態調査に係る業務委託料などとなっております。

次に、第5目消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団車両等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団第18分団の消防ポンプ自動車の購入費などとなっております。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（松谷 勇） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の73ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目事務局費についてであります。これは教育委員会事務局職員等の給与及び事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小・中学校の建物災害保険料、まさかり高校医学部進学・特進コース事業費、東京大学との連携により実施する下北Project事業費となっております。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業費、外国語指導助手派遣事業費、スクールサポーター配置事業費となっております。

次に、74ページに移りまして、第4目教育研修センター費についてであり

ますが、これはむつ市教育研修センターの管理運営などに要する経費であります。

次に、75ページに移りまして、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸し付けなどに要する経費であります。

次に、第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅の管理に要する経費であります。

次に、76ページに移りまして、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、小学校教育用パソコン等更新事業費となっております。

次に、第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、77ページに移りまして、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、中学校教育用パソコン等更新事業費となっております。

次に、第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3目関根中学校建設費についてであります。これは旧関根中学校の校舎解体に要する経費であります。

次に、78ページに移りまして、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料、放課後子ども教室推進事業費となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費であります。

次に、79ページに移りまして、第3目図書館費についてであります。これは図書館の本館及び川内、大畑、脇野沢地区の分館の管理運営に要する経費であります。

次に、第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護に要する経費でありまして、主なものといたしましては、文化財収蔵庫管理費、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費となっております。

次に、80ページに移りまして、第5目下北自然の家管理費についてであり

ますが、これは下北自然の家の管理運営に要する経費であります。

次に、81ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目学校保健費についてであります。これは児童・生徒、教職員の健康診断やけが等の見舞金などに要する経費であります。

次に、第3目学校給食費についてであります。これは児童・生徒へ学校給食を提供するための調理場の管理運営に要する経費であります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の80ページをお開き願います。

まず、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体等への補助金などとなっております。

次に、82ページに移りまして、第5目体育館管理費についてであります。これは大畑体育館及び川内体育館の維持管理に要する経費を計上するものであります。

次に、第6目ウェルネスパーク管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパークの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、ウェルネスパーク指定管理料のほか、全館LED照明へ交換する費用及び空調設備の換気装置更新などの改修事業費となっております。

次に、第7目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは平成13年3月策定の大湊港港湾振興ビジョンに基づき整備された防災緑地と大平マリーナ緑地を、県との協定に基づいて管理に要する経費を計上するものであります。

次に、第8目体育館整備費についてであります。これはむつ市総合アリーナを整備するための事業費でありまして、平成30年度から平成31年度までの2カ年の継続費としたアリーナ建設工事費及び設計管理業務委託料の年割額8億7,693万円を計上するほか、整備事業に要する建築検査費などの事務費522万9,000円を計上しており、予算総額は8億8,215万9,000円となっております。

以上が第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。

います。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。何点か質疑させていただきます。

78ページの第4項第1目です。芸術鑑賞教室開催事業費、58万円と盛られているのですが、これはどういう形で行われているのでしょうか。地元にもすばらしい芸術家たちがたくさんいらっしゃいます。絵画にしても、全国で個展を開いている方もいらっしゃいますけれども、そういう方たち、地元の芸術家たちの芸術鑑賞等も含まれているのかお願ひいたします。

それから、80ページ、第4目文化振興費の二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費は、どういった形でことは進めていくのかお知らせください。

それから、戻ります、73ページ、第2目事務局費のところですが、下北Project（学びのイノベーション）、先ほど東京大学との連携ということで2,000万円盛られていますけれども、どういう経緯で東京大学との連携がとれたのか、また事業の内容についてお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、芸術鑑賞教室の内容についてということでございますが、こちらは市内の芸術家の方ということではございませんで、東京藝術大学の協力を得まして、平成26年度から市内の小・中学校において東京藝術大学出身の音楽家の方の演奏会を開催しているというものでございます。

続きまして、二枚橋2遺跡出土品の修理事業の平成31年度の事業の内容ということでございますが、こちらのほうは国の補助金2分の1を活用しながら、国の重要文化財に指定されました二枚橋2遺跡出土品のほうを毎年平成25年度から修理しているというものでございますけれども、平成31年度につきましては、土器、土面8点の修理を予定しております。

○委員長（岡崎健吾） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） 下北Projectに関するお尋ねにお答えいたします。

まず、東京大学との今回連携を図って事業を進めるに当たってのきっかけということでございますけれども、最初のきっかけとなりましたのは、昨年むつ市で行われました少年野球大会がございまして、その際に東京大学の研究室が研究の一環として参加されました。その際、むつ市が取り組んでおりますまさかり高校の事業、また地域の悲願であります甲子園への出場といった地域の取り組み、またその課題解決に取り組むむつ市の姿勢に共感をして

いただきまして、それがきっかけとなりました。

今回の具体的な事業につきましては、調整等はこれからということになりますけれども、これまでのまさかり高校の取り組みを深化させるため、下北から東大生、これは勉強の分野です、あと下北から甲子園、これはスポーツの分野にかかわることです、また下北からベンチャー、これは起業、創業、しごとづくり、この3つの柱を軸に東京大学と協力、連携させていただきまして、日本のトップレベルの教育、知識、指導、そしてスポーツ先端科学に触れることで将来にわたって地域に貢献できる人材育成を確保することを狙いとしております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。

下北Project、いいプロジェクトが始まりそうです。やはり取り組む姿勢、この地域の姿勢とか、そういうものが周りの方の感動を呼んで、そういういいものが呼び込めるのではないかなと思いますので、速やかに進めていただきたいと思います。

それから、芸術鑑賞、これ東京藝術大学出身の音楽家の方たちですけれども、これ最初のつながりというのは、二枚橋小学校が合唱コンクールで全国大会に行ったときからの始まりでありまして、そして市民歌制定のときにもこの東京藝大の先生にお世話になりました。そういったつながりがあります。そのつながりももちろん大切ですが、今度は絵画についても、そんな機会も設けていただきたいと思います。すばらしい絵の先生たちが地域にいらっしゃいます。私の好きな絵は、野口先生の描かれる絵ですが、そういったことも次年度としては計画する気はないのか、ちょっと伺いたします。

それから、二枚橋の土器、土面8点ですが、それは修理のみであって、展示等は考えていないのかお聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

絵画の分野ということですが、これは川内でAIR in Mutsu Kawauchiということで今年度も実施しましたが、来年度も東北芸術工科大学の学生さんたちに来ていただいて、地域の方とコミュニケーションとりながら、このジオサイトを絵画にさせていただく事業をしています。その中では、子供たちと触れ合う機会、子供たちが絵画を通じて芸術を学ぶ機会も創出していこうと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（吉田由佳子） 二枚橋2遺跡出土品の修理事業に関連いたしまして、修理だけするのか、展示する予定はないのかというお尋ねでございますけれども、国の重要文化財ということで展示するための施設というものが必要になります。現在のところ、市内にはそのような施設がございませんので、今後施設の建設ということが実現できた際には、市民の皆様にごらんいただけるようにしていけたらいいなというふうには考えております。

○委員長（岡崎健吾） 瀧田栄子委員。

○委員（瀧田栄子） 3回目ですので、これで終わります。

まず、今後施設の展示する場所ができたらいいなというご答弁、本当に私も同じ思いでありますので、進むようによろしく願いいたします。

それから、東北芸術工科大学でしたか、芸術鑑賞のほうですけども、そういった形で絵の部分も進めていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、もちろんそういった方との連携も大切です。でも、私的には今地元で世界に通用する画家がいらっしゃると思っておりますので、そういった情報も収集しながら、すばらしい技術、そういった芸術、感動というものを地域で持っている方もいらっしゃいますので、進めていっていただきたいなと思います。

3回ですので、これで終わります。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、第11款公債費についてご説明いたします。予算に関する説明書の83ページをお開き願います。

まず、第1項第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債等で借り入れした長期債の元金償還金であります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に

係る利子の支払いであります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。

第1項第1目公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業及び公営企業局所管の水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金であります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点お尋ねいたします。

下北医療センター負担金のむつ総合病院の中に、今回市長の目玉事業の一つでもありますヘリコプターによる医師の送迎の予算がこの中に入っていると思うのですが、答えられる範囲で何点かお聞きします。

まず、ヘリコプターの出動回数は何日を想定して予算立てしているのか。

また、医師は何名程度移動するのかお聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

医師の通勤ヘリコプター実証実験につきましては、青森県立中央病院とむつ総合病院の間の医師送迎ということで、ヘリコプターを利用した実証実験ということでございます。回数につきましては、ことし4月から7月までの間、2回行う予定としております。1回当たりの搭乗する医師数は3名程度ということで予定しております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） そうすると、1回約400万円強ということでよろしいですよ。

あと、これはあくまでも下北医療センターの管轄なのですから、今回の実証実験というのはむつ市だけが予算を出して実証実験するのか。

2点お伺いします。

○委員長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、経費の件で1回当たり400万円程度かというところですが、1回当たりの医師送迎に当たっては、約350万円になっておりまして、その他事前の現地調査費用17万円、航空機保険で64万円等となっております。消費税を含めて合計額で850万円となっております。

2点目のお尋ねのむつ市の負担のみかというところですが、この医師通勤ヘリコプター実証実験の経費につきましては、むつ市が全額出すということになっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 済みません、最後2点だけ。

通勤する医師、これはお医者さんのほうにはアンケートというか、ヘリコプターで送迎する場合、「乗りますか」というような確認というか、事前にとっているのかという点が1点と、ヘリコプターはあくまでも民間の会社との契約になるのか、最後お伺いします。

○委員長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、通勤対象の医師に対してアンケートをとっているかということですが、こちらはとっていないということになるかと思えます。ただ、事前に下北医療センターのほうと病院側でのいろいろな話し合いというものは持たれたと聞いております。

ヘリコプターの事業者というところですが、これは仙台にある民間の事業者を利用するということになると思えます。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監(赤坂吉千代) 歳入のうち、第1款市税についてご説明いたします。予算説明書の8ページをお開き願います。

初めに、総括的な部分について申し上げます。市税総額は58億4,716万1,000円を計上しております。これを平成30年度と比較しますと、金額では829万7,000円、率で0.1%の減となっております。予算の積算に当たりましては、平成30年度の決算見込みをもとに、税制改正による影響及び景気経済動向等を加味して求めた調定額に徴収率を乗じて予算額を積算しております。

なお、徴収率については、現年度課税分を98.9%、滞納繰越分を14.3%、全体では前年度比0.5ポイント増の94.7%の見込みとしております。

続いて、10ページに移りまして、税目ごとにご説明いたします。まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ4,237万円、率にして1.5%減の27億9,238万3,000円で計上しております。内訳といたしまして、第1目個人市民税は給与所得の若干の増、そのほかの所得を横ばいと見込んだものの、税制改正に伴う配偶者特別控除の拡大などの影響により、前年度に比べ4,210万5,000円、率にして1.7%の減、第2目法人市民税も、申告状況等から企業業績を横ばいと見込み、前年度に比べ26万5,000円、率にして0.1%の減としております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地は地価を前年と同程度と見込み、家屋は新增築家屋の増により、償却資産も前年の申告状況等から若干の増となり、全体では前年度に比べ3,400万6,000円、率にして1.6%増の22億625万7,000円で計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。税率改正に伴う新税率へ

の移行等により、前年度に比べ743万2,000円、率にして5%増の1億5,487万5,000円で計上しております。

次に、11ページの第4項市たばこ税についてであります。販売本数の減少により、前年度に比べ1,116万5,000円、率にして2.1%減の5億3,052万円で計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。新增築家屋の増等により、前年度に比べ395万3,000円、率にして2.5%増の1億6,164万7,000円で計上しております。

最後に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ15万3,000円、率にして9.4%減の147万9,000円で計上しております。

以上が第1款市税についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（岡崎健吾） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、市税を除く歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の11ページ下段のほうからとなります。

第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税ともに市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、地方譲与税全体で前年度に比べ3,400万円、率にして18.6%の増で計上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ161万3,000円、率にして8.3%の減で計上しております。

次に、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して

交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案し、前年度に比べ1億4,000万円、率にして12.6%の増で計上しております。

次に、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,100万円、率にして44.7%の増で計上しております。

次に、13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫などの土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ147万8,000円、率にして1.7%の減で計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。第1項地方特例交付金は、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補填するための交付金などでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ300万円、率にして11.5%の増で計上しております。

また、第2項子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育の無償化に伴い新設されたものでありまして、6,200万円を計上しております。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案するとともに、基礎数値や単位費用等の入れかえにより、率にして0.5%の増、また特別交付税につきましては、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額とし、合計では5,000万円、率にして0.5%の増で計上しております。

次に、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通安全反則金の収入が交通事故発生件数等を算定の基礎として交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ85万1,000円、率にして16%の減で計上しております。

次に、14ページの第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保

育児者保護者負担金等でありまして、前年度に比べ4,308万8,000円、率にして18.5%の減で計上しております。これは、10月から幼児教育無償化が実施され、保育者保護者負担金が減額となることによるものであります。

次に、14ページから16ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅、福祉施設等各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ456万6,000円、率にして1.8%の減で計上しております。これは、一般廃棄物処理手数料の減によるものであります。

次に、16ページから18ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ8億1,158万3,000円、率にして11.1%の減で計上しております。これは、むつ市総合アリーナ整備事業に伴う社会資本整備総合交付金等が減となったことによるものであります。

次に、18ページから21ページにかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ9,155万6,000円、率にして4%の増で計上しております。これは、青森県知事選挙及び青森県議会議員選挙に係る委託金が増となったことによるものであります。

次に、21ページから22ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛などの貸し付けに係るもののほか、市有地、立木などの売り払いに係るものでありまして、前年度に比べ2,758万2,000円、率にして34.4%の減で計上しております。これは、市有地売払収入が減となったことによるものであります。

次に、23ページの第17款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金でありまして、前年度に比べ90万円、率にして0.5%の増で計上しております。これは、まち・ひと・しごと創生寄附金が増となったことによるものであります。

次に、第18款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰り入れと特別会計からの繰り入れでありまして、前年度に比べ512万2,000円、率にして0.6%の増で計上しております。これは、地域振興基金及びふるさと納税寄附金基金などに係る繰入金が増となったことによるものであります。

次に、24ページから26ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは中小企業者への資金融資のための原資預託金元金収入のほか、奨

学貸付金元金収入及び一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入などでありまして、前年度に比べ4,362万円、率にして1.7%の減で計上しております。これは、商工組合中央金庫原資預託金が減となったことによるものであります。

次に、26ページから27ページにかけての第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の減少率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業の財源として発行するものを合わせ、前年度に比べ13億2,290万円、率にして20%の減で計上しております。これは、公債費の平準化を目的とした借換債が増となったものの、むつ市総合アリーナ整備事業に伴う体育施設整備債及び旧合併特例債を活用した基金造成が完了したことによるものであります。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の363億5,800万円となり、前年度に比べ18億5,800万円、率にして4.9%の減となりました。

以上、歳入の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対して、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 1点だけお聞きしたいと思いますが、第20款市債、借換債、今ご説明ありましたけれども、当初予算で本年度の倍、約17億円弱ということではありますが、これによって後年の長期債利子に与える財政効果というのはどれくらいを見込んでいますか。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

この分に対します利子の効果につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 13ページ、ことし新たに発生しました第9款地方特例交付金、第2項子ども・子育て支援臨時交付金でございます。幼児教育の無償化ということですが、4、5歳児対象と認識しておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

それで、臨時となっておりますので、今後はまだ見込まれていないというのか、そういうことと、もう一つは次の14ページの第12款第1項民生費負担金の保育児童保護者負担金の減ということですが、これは4、5歳児全

員が年齢制限なく無償ということか、ちょっとお聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

ただいまの特例交付金、臨時ということでございますけれども、これ平成31年、ことしの10月から消費税が増税となります。幼児教育の無償化につきましては、この消費税が財源となっておりますが、市の税収が少なく見込まれておりますので、まずは今年度分として臨時の交付となります。ですので、来年度以降につきましては、見込みどおりの消費税が市に入ってくるとすれば、こういった交付金がないのかもしれないと認識しております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 未就学児の年齢の件でございますけれども、3歳児未満ということになりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 14ページの民生費負担金のところで聞きますけれども、これは、そうすると3歳児未満の負担金ということで納得してよろしいですか。

それから、13ページの子ども・子育て支援臨時交付金については、こちらは4、5歳児を想定した歳入ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

委員お見込みのとおりでございます。

○委員長（岡崎健吾） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 来年の保育料の無償化については、3歳から5歳までということでお答えします。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第60号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時24分 再開

- 委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第61号 平成31年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

- 健康づくり推進部長（徳田暁子） それでは、議案第61号 平成31年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成31年度の国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる国保の都道府県単位化がスタートし、新制度となりましてから2回目の予算編成となります。

予算編成に当たりましては、平均加入世帯数を前年度と比較して576世帯減の8,437世帯、平均被保険者数を前年度より1,075人減の1万2,789人と見込んで積算しております。

以上を踏まえまして、平成31年度予算の概要をご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、平成31年度の予算総額は歳入歳出ともに61億777万3,000円となっており、前年度と比較して2億21万7,000円減となっておりますが、これは被保険者の減少が各費目の積算に影響していることが主な要因であります。

次に、10ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、被保険者数の減少から、前年度より1億3,718万2,000円減の11億6,027万8,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料であります。

次に、11ページに移りまして、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害時の特別な事情により交付される災害時特例補助金で1,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金のうち、保険給付費等交

付金は、国保制度改革に伴い設けられた費目で、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しております。

第2項の財政安定化基金交付金は、1,000円を計上しております。

次に、12ページに移りまして、第5款財産収入は省略いたしまして、第6款繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金とその他一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、第7款繰越金は省略いたしまして、13ページの第8款諸収入についてであります。これは保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入等であります。

以上が歳入についての概要説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算に関する説明書の15ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国保の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項運営協議会費についてであります。これは市の国民健康保険運営協議会に要する経費でありまして、委員報酬と費用弁償などとなっております。

次に、第3項趣旨普及費についてであります。これは制度の趣旨普及に要する経費でありまして、健康優良家庭表彰事業及びパンフレットの作成などに要する経費となっております。

次に、16ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものといたしましては、第1項療養諸費の療養給付費保険者負担金、第2項高額療養費の高額療養費保険者負担金、17ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費などとなっております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは国保制度改革に伴い新たに設けられた費目で、財政運営の責任主体となる都道府県に国保税などを財源に市町村が納付するものでありまして、第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分、18ページに移りまして、第3項介護納付金分として県から示された納付金を計上するものであります。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。退職者医療制度の対象者把握に要する経費として2,000円を計上しております。

次に、第5款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から災害や企業の破綻等の発生により保険料収納不足となって貸し付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、19ページに移りまして、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の保健事業や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

20ページに移りまして、第2項保健事業費では、レセプト点検員報酬等の医療費適正化事業、人間ドック等の事業に要する経費などを計上しており、一部事業の終了、一般会計、国保会計それぞれに計上する事業の整理に伴い、平成30年度と比較して1,416万2,000円の減となっております。

次に、第7款基金積立金は省略いたしまして、第8款公債費についてであります。これは一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、21ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。第1項の償還金及び還付加算金は、国保税の還付金のほか、超過交付となりました国県支出金等の精算に伴う償還金でありまして、国保制度改革に伴い国への負担金返還分が生じないこととなり、6,317万6,000円の減となっております。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢の両直営診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第10款予備費は、平成30年度と比較し、500万円減の1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての概要説明でございます。

これで平成31年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 昨年から国保の都道府県化がスタートしました。それに向けて去年は公費の投入とか県の激変緩和策によって、むつ市は値上がりを抑えることができましたが、平成31年度の税率改正、つまり値上げは可能性があるのでしょうか。まず最初にお聞きいたします。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

平成31年度の国保会計予算は、約61億円となっております。予算総額の

うち保険給付費が約42億円となり、この部分につきましては県から全額交付されるということです。残りの約19億円についての収支の部分を見きわめる必要があります。

この19億円の歳出の内訳ですけれども、国保事業費納付金、それから保健事業費、国庫負担金の精算に係る償還金、それから国保直営施設への繰り出しというところで約19億円となっております。

対しまして、歳入の内訳ですけれども、国保税、基盤安定負担金、保険給付費等交付金の特別交付分、財政安定化支援事業、その他の繰入金等で約19億円。要は、歳入歳出の均衡が保たれているという状況ですので、平成31年度に関しては、税率改正は必要ないと判断しております。

○委員長（岡崎健吾） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それでは、平成31年度は値上がりがないよさということに安心いたしました。しかし、新聞報道によると、標準税率を県で統一するという方向を示しています。今年度の標準税率は、県が示した税率を参考にして市町村で決定した、自主性が重んじられたということなのですが、県で示した参考の標準税率を見ると、どちらが高いのでしょうか、どちらが低いのでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

県で示しました標準税率というのは、あくまでも事業費納付金を納付するために必要な税率ということになります。国保会計で設定してある税率を申し上げますと、事業費納付金だけではなくて、ほかの保健事業とかその他かかる経費も含めた形の税率となりますので、市で設定してある税率のほうが高いというふうに考えております。

○委員長（岡崎健吾） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） では、統一という方向で県のほうは指導するというような新聞報道がありますけれども、その見通しというのはどうでしょうか。県のほうとしては、時期を示していませんけれども、そういう動きに対してどのように受けとめておりますでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

新聞報道にもありましたとおり、県のほうでは統一が理想だというふうには報道されておりますけれども、いつになるということは、これからの検討になるというふうに考えておりますので、現段階でいつということはお答えできません。よろしく申し上げます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 10ページの一般被保険者国民健康保険税について若干お尋ねします。

加入者世帯と言ったらいいのか、加入世帯と言うのか、これは年々減っておりますので、今年度も予算は1億2,000万円の減と、これは当然でしょう、加入者世帯がなくなるのだから。そこで、平成30年度の加入者世帯、何世帯あるのか、それを1点お聞きします。

それから、収納率、幾ら県に移管したからといって、やっぱり保険税を集めるのはむつ市です。それで収納率、これは平成30年度はまだわからないでしょう。平成29年度でもいいから収納率、それから滞納分の収納率。それは何%あるのか教えてください。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

平成29年度の加入世帯数は、年間平均で9,255世帯というふうになっております。

それから、収納率のほうですけれども、平成29年度の実績で申し上げますと、一般の方の現年度の分が93.3%、それから退職の現年度分が98.33%となっております。過年度分も合計いたしますと、71.75%というふうになっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 9,255世帯、大分減ったものです。前は1万世帯超えておりましたけれども、これも人口減ですから、いたし方ないと思っております。

それで、収納率は今年度は91.83%、軒並み、それで予定しておりますよね。前は収納率は93%あったのに、低く見積もった理由、なぜ平成29年度分みたいに93%の予定で見なかったのか。1%大体1,200万円だから、2%減といえど2,400万円も恐らく収入がないわけです。その2%も減じた理由、収納率の、それを教えてください。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

現年度課税分につきましては、過去数年の予算措置上の流れというか、参考にいたしまして、あと加入者が減少するということも大きな要因と考えておりますので、その分で減じているところがございます。

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 物は、目標を低く見ると、やっぱりそれだけのものしかないのです。これは、今でも収納率少ないと罰則来るのです。何で少なく見るのかなと私は不思議に思っていましたけれども、加入者も少なくなっているし、そうではないかなと。率は、加入者が多いか少ないかは、それは関係ない話で、何で高く見ないのかなと、私はそう思っていましたけれども、その理由は私はちょっとぴんとこないのだけれども、もう一回、再度私が、ああそうかと思うような答弁をひとつ頼みます。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） 繰り返しになりますけれども、過去の予算の設定ベースで見た想定というところと、あと加入者の減少、収納率の高いほうの方が減る見込みが大きいというところも見まして、少なく見ておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第61号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第62号 平成31年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） それでは、議案第62号 平成31年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、徴収いたしました保険料を一般会計から繰り入れしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的としたものであります。平成31年度の被保険者数は、前年度と比較しまして267人増の年間平均8,987人と見込んで積算しております。

予算に関する説明書の6ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成31年度の予算総額は、歳入歳出ともに5億3,893万5,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款第1項の後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分を99.55%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。

第2款手数料は省略いたしまして、第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。

第4款繰越金は、平成30年度本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、8ページに移りまして、第5款諸収入は保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、9ページに移りまして、引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。

第2款諸支出金は、過年度分の保険料還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が平成31年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 後期高齢者医療制度の保険料、均等割についてですが、軽減する特別措置として今まで9割軽減、8.5割軽減の方を7割軽減にするということが決められました。その結果、むつ市民への影響は何人あるのか。そして、どのくらいの負担増が見込まれるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部政策推進監国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

今回の軽減見直しは、平成28年度から国の制度改正に伴って段階的に行われているものでございますけれども、平成31年度で影響する人数と1人当たりの影響額ということですが、約2,800名の方が9割軽減から8割軽減ということになりまして、1人当たり年額4,100円の負担増となると試算をしております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで議案第62号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

(4番 工藤祥子委員登壇)

○委員(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。むつ市後期高齢者医療特別会計について反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度の保険料を軽減する特別措置、9割軽減、8.5割軽減が10月から廃止されています。昨年度は残念ながら見落としをしてしまいました。むつ市民への影響が2,800名、そして1人4,100円の増額だということが今明らかになりましたので、負担増を生じるこの特別会計予算案に反対いたします。

○委員長(岡崎健吾) ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

議案第62号についてご異議がありますので、起立によって採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者1人)

○委員長(岡崎健吾) 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第63号 平成31年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(瀬川英之) それでは、議案第63号 平成31年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ64億7,982万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、2億8,287万1,000円、率にして4.6%の増となっております。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の約98%を占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質を踏まえまして、歳出、歳入の順でご説明

いたしますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。15ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営事務に係る事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてであります。これは介護認定に要する経費でありまして、主なものといたしましては、職員5名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬などとなっております。

次に、16ページ、第2目認定調査等費についてであります。これは介護認定の調査に要する経費でありまして、主なものといたしましては、認定調査員の報酬のほか、主治医意見書作成手数料などとなっております。

次に、第3項計画策定委員会費についてであります。これは次期計画となります第8期介護保険事業計画に係る住民アンケート調査委託料であります。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは第1目居宅介護サービス給付費から、17ページの第10目の特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービスと住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費などとなっております。

次に、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは第1目介護予防サービス給付費から、18ページ、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費などとなっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは国民健康保険連合会への審査支払手数料となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費ともに高額な介護費用の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは第1目特定入所者介護サービス費から、19ページ、第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、19ページ、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは第1目高額医療合算介護サービス費及び第2目高額医療合算介護予防サービス費ともに医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽

減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援1、2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス費やケアプランの作成に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、20ページ、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者と、その支援のための活動にかかわる方に対して行われる介護予防事業に要する経費となっております。

次に、22ページにかけての第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは高齢者の権利擁護に係る経費のほか、地域包括支援センターの運営に係る経費、在宅医療・介護連携に係る経費、認知症施策に要する経費などとなっております。

次に、第4項その他諸費は、新しい総合事業に係る審査支払手数料であります。

次に、第5項介護予防給付支援事業費は、介護予防プランの作成委託に要する経費が不要となったことから、廃項となるものであります。

次に、第4款第1項財政安定化基金拠出金についてであります。これは資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上したものであります。

次に、23ページに移りまして、第5款第1項基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積み立てするものであります。

次に、第6款第1項公債費は、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金などであります。

次に、第8款では予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。戻りまして、予算書の9ページをお開き願います。

第1款保険料、第1項介護保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、全体の収納率96.8%を見込み、13億3,223万7,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、4,873万5,000円の増額となっております。これは第1号被保険者数の増加によるものであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目認定審査会負担金

についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、10ページ、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し交付を受けるものであります。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の格差を是正するための交付金であります。第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金、第3目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金であります。第4目保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するための交付金であります。第5目介護保険事業補助金についてであります。これは介護保険事務処理システムの改修に要する補助金でありまして、平成30年度で終了しましたことから廃目となるものであります。

次に、11ページ、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金、第2目地域支援事業支援交付金ともに事業費の27%を見込んでおります。

次に、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目交付金、第2目貸付金ともに科目存置のため計上したものであります。

次に、12ページ、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金で、給付割合は19.5%であります。

次に、第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、13ページ、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れるもの

でありまして、第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は第2目以外の地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金として、事務費及び要介護認定等繰入金と低所得者介護保険料軽減負担分繰入金を計上しております。

次に、14ページ、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、収支の不足が見込まれる場合、財源に充当するための繰入金であります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は、第1号被保険者の延滞金であります。

次に、第2項雑入は、第1目が第三者行為納付金、第2目が不当利得等の返納金であります。

以上が歳入についての説明であります。

これで平成31年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第63号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの中村正志委員の議案第60号 平成31年度むつ市一般会計予算歳入の質疑に対する答弁不足について、財務部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。財務部長。

○財務部長（吉田 真） 委員長のお許しをいただきましたので、発言させて

いただきます。

先ほどの平成31年度一般会計予算歳入の質疑におきまして、中村委員から借換債を発行することによる効果のお尋ねがございましたが、改めて説明させていただきます。

平成31年度において借りかえを行う予定の市債発行額は、16億9,900万円でございます。現在の利率で借りかえを行うことが条件となりますが、これによって削減される利子の総額は約1,390万円と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 次に、先ほどの濱田栄子委員の議案第60号 平成31年度むつ市一般会計予算歳入の質疑に対する発言の訂正について、子どもみらい部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 委員長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど一般会計予算歳入の第9款地方特例交付金の中の第2項子ども・子育て支援臨時交付金の中で濱田委員からお尋ねのありました保育料無償化の対象年齢につきまして、3歳未満とお答えいたしました。3歳から5歳までに訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○委員長（岡崎健吾） これで発言の申し出を終わります。

次は、議案第64号 平成31年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 議案第64号 平成31年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページのお開き願います。

平成31年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも18億3,011万3,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてであります。第1款事業収入、第1項分担金及び負担金のうち第1目分担金は、地方自治法が適用されます川内及び脇野沢処理区に係る受益者分担金、第2目負担金は、都市計画法が適用されますむつ及び大畑処理区に係る受益者負担金であります。

次に、第2項使用料及び手数料のうち、第1目及び第2目は下水道等の使用料を、第3目及び第4目は排水設備工事店の認可手数料や排水設備工事検査手数料などとなっております。

次に、8ページに移りまして、第2款国庫支出金は、下水道管渠整備等に

係る社会資本整備総合交付金であります。

次に、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金及び第5款諸収入は、科目存置のため計上しておりません。

次に、9ページに移りまして、第6款市債は、下水道事業建設改良債及び下水道事業資本費平準化債であります。

次に、10ページに移りまして、歳出であります。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は職員6名分の給与のほか、使用料徴収事務や下水道台帳更新、保守に要する経費などとなっております。

次に、第2目管渠維持費であります。これは管渠やマンホールポンプの維持管理に係る経費などとなっております。

次に、11ページに移りまして、第3目処理場管理費についてであります。これは4カ所の下水処理場の運転、維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、動力費の電気料や処理場の運転、維持管理業務委託料などとなっております。

次に、第4目集落排水施設費についてであります。これは脇野沢地区にあります2カ所の漁業集落排水処理施設の運転、維持管理に要する経費であります。

次に、第2項建設事業費、第1目下水道整備費についてであります。これは職員3名分の給与費のほか、下水道施設整備に要する経費でありまして、平成31年度は管渠整備面積約25.1ヘクタールを予定しております。

次に、12ページに移りまして、第2款公債費、第1目元金及び第2目利子であります。これは長期債の元金及び利子の償還に要する経費であります。

以上が平成31年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 議案第64号 むつ市下水道事業特別会計予算について質疑いたします。

下水道料金については、平成29年度、平成30年度、平成31年度の3年間で値上げするという方針のもと、平成31年度は最後の値上げの年です。どのくらいの値上げを予定しているのかお知らせください。平成31年度分の下水道使用料、集落排水施設使用料、そして3年間の合計がわかりましたら、教えてください。

○委員長（岡崎健吾） 下水道課長。

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 下水道の使用料改定によります平成31年度の増収額についてでありますけれども、料金改定における増収見込額は、前年度と比較しまして671万円を見込んでおります。

地区別に申し上げますと、大畑地区で305万円、川内地区で303万円、脇野沢地区で58万円、漁業集落排水処理施設で5万円を見込んでおります。

それと、3年間の累計ということですが、全部で4,565万円を見込んでおりました。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 下水道の使用料についてお尋ねをいたします。

毎年出る話なのですが、前年度より使用料410万円増加ということになっておりますが、これは何世帯分ぐらいを見込んでいるのか。それと、現在まで工事完了した地域、旧市街地ですけれども、この何%ぐらいが加入しているのか。そしてまた、この加入方法、どういう方法で加入を促進しているのか、この3点をお尋ねいたします。

○委員長（岡崎健吾） 下水道課長。

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 市内の加入率ですか。

（「そうです」の声あり）

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 加入率について、これは人口割の加入率ということでよろしいかと思うのですけれども、下水道のほうでは水洗化率と言ってありますが、平成29年度末で下水道のほうは49.9%になっております。

それから、加入方法ですけれども、PRということになるかと思うのですけれども、下水道の接続等ですけれども、下水道接続対象となられた方に対して、制度の説明文書を送付しているほか、広報紙やホームページ等でもお知らせしております。

具体的な取り組みといたしましては、下水道処理区内を戸別訪問してパンフレット等により補助制度等を説明しております。

（「410万の増加の、410万前年度よりふえている、何世帯ぐらいを見込んで」の声あり）

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） ちょっと今手元に資料がありませんので。

（「いやいや、見込んでいるんだから、それがあから予算出せるんだべ」「そのあれない」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 申しわけございません。ちょっと精査いたしますので、時間をいただきたいと思います。

（「1回答弁中断して後にするべ、それによって質問また違うんだべ」「410万円増加、収入を、使用料を見込んであるわけだ、前年度よりも。何世帯ぐらいがふえて410万円を見込んだのか、加入者」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 会議内で報告できますか。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 申しわけありません。後でお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） その答弁によって、ちょっと変わるのですけれども、410万円の使用料の増収ということですので、今加入者率が大体49%、あと51%、半分ぐらいがあるという形ですので、このペースでいくとどのぐらい、100%は無理でしょうが、80%ぐらいまでの加入率になっていかなければなかなか厳しいかなというふうに考えます。だから、410万円増収したということは、何世帯ぐらいがふえたのかなということを知りたいんですけど、それは後でお聞きしますが、できれば加入者率を80%ぐらいまで、今工事している地域の加入者率を80%ぐらいまで持っていけるようにひとつ努力をしていただきたいと思います、このように思います。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第64号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市下水道事業特別会計予算について、反対討論をいたします。

下水道料金について、3年間で値上げするという方針のもと、平成31年度は最後の値上げの年です。大畑、川内、脇野沢地区で平成30年度比で671万円の値上げです。そして、3年間で合計4,560万円の値上げとなっているこの方針です。気づかないうちに使用料がじりじりと上がっている現実を見過ごすことはできません。

生活が大変な中、負担増となるこの特別会計予算案について反対いたしま

す。

○委員長（岡崎健吾） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

議案第64号についてはご異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○委員長（岡崎健吾） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第65号 平成31年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） それでは、議案第65号 平成31年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに4,552万4,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。これは長期債償還金及び長期債利子償還金に要する経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは（仮称）田名部まちなか団地建設事業用地及び道の駅整備事業用地の購入に係る長期債償還金となっております。

次に、第2目利子についてであります。こちらにつきましても両事業の用地購入に係る長期債利子償還金となっております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第65号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第66号 平成31年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長(立花一雄) それでは、議案第66号 平成31年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

平成31年度予算総額は、歳入歳出ともに814万円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。まず、第1款使用料及び手数料についてであります。これは魚市場に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてであります。魚市場基金運用収入を名目計上しております。

次に、第3款繰入金についてであります。これは一般会計繰入金であります。

次に、第4款繰越金及び次のページの第5款諸収入についてであります。これは前年度繰越金と消費税及び地方消費税還付金を名目計上しております。

次に、9ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは魚市場事務に係る経費及び運営審議会に係る経費であります。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは魚市場の管理に係る経費であります。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子を計上しております。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。
これで議案第66号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第66号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。
ここで、先ほどの大瀧次男委員の議案第64号 平成31年度むつ市下水道事業特別会計予算の質疑に対する答弁不足について、下水道課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。下水道課長。
- 公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 委員長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。
先ほどの大瀧委員のお尋ね、新規の接続件数ということでよろしいかと思うのですが、平成31年度は130件を見越しておりました。
- 委員長（岡崎健吾） これで発言の申し出を終わります。
次は、議案第67号 平成31年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。
理事者の説明を求めます。公営企業局長。
- 公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 議案第67号 平成31年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。
第2条の業務の予定量であります、（1）給水戸数は2万4,741戸、（2）年間総給水量は664万1,102立方メートルを見込んでおります。（4）主要な建設改良事業として水道管路緊急改善事業、水道施設整備事業及び配水管整備事業を計上しております。
第3条の収益的収入及び支出の予定額であります、この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款水道事業収益は17億6,552万5,000円、支出の第1款水道事業費用は16億3,433万9,000円を計上しており、収支差し引きで1億3,118万6,000円収入が上回る予定をしております。

す。詳細につきましては、4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は11億2,273万5,000円、支出の第1款資本的支出は18億6,468万1,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億4,194万6,000円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。詳細につきましては、5ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債9億6,030万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を4億5,900万円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を2,650万円と定めております。

財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が平成31年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 私今11ページの貸借対照表を見ております。その中において、未収金1億6,500万円、かなりの額です。それで、貸倒引当金が300万円ほど見ているので、それで1億6,200万円という程度になりましたが、この貸倒引当金は何%見ているのか。それから、この未収金のうち、もうこっちに住んでいない人からはもらえないのか、もらえる可能性はゼロなのかどうか、ひとつお聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） まず、未収金についてでございますけれども、これは4月にもらう予定のものも含んでおりますので、全額が未収金、もらえないお金ということではございません。大体5月になりますと、99%収入ということになりますので、未収額、最終的には4月当初になりますと年間で大体2,000万円ぐらい、そのぐらいになります。ほとんどもらえないとなりますと、約0.2%ほどの額が最終的な未収の額で、1年後には残っているというようなことになっております。

それから、貸倒等につきましては、先ほども申しました最終的に未収額となって欠損等を行いますけれども、その額を、大体平均的なところを見ておりますので、その額を年間で予算計上しておりますので、何%ということではないですけれども、その時点での未収金の額を翌年度の予算ということで計上しております。ご理解願いたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） この未収金の1億6,500万円は、3月31日までにはほとんど回収するという今の説明でしたけれども、それでよろしいのですか。そうすると、貸倒引当金なんてほとんど要らないのだけれども、ある程度やっばりこれはつくっておかなければいけないということで、この300万円引当金を見ているわけですね。どうでしょう。

○委員長（岡崎健吾） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 1億円の未収金については、4月に納付書を発行してとか、口座振替等で納めていただきますので、3月ということではなくて、4月には入ってくるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、貸倒につきましては、必ず不明者とか倒産等とかということでは欠損、もらうことができない金額が必ず発生いたしますので、その分について計上しているということでご理解いただきたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） まず1ページ、給水戸数2万4,741戸とありますけれども、これは配水場別にどれくらいずつ配水しているのかお知らせください。

それから、15ページの企業債が120億円ですか。それもし配水場別の企業債がわかりましたら、お知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 地区ごとということではよろしいでしょうか。むつ地区、給水戸数が1万9,087戸、川内地区が1,848戸、大畑地区

が2,994戸、脇野沢地区が812戸となっております。

企業債のほうは、ちょっと今すぐにご返答できませんので、少し時間をいただきたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） それでは、ことしの管の更新事業など、決定しているものがありましたらお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 施設課長。

○公営企業局長施設課長（川島一彦） ことしの工事の内容といたしましては、水道施設整備事業といたしまして、主なものとして畑ポンプ場配水場築造工事となっております。水道管路緊急改善事業の内容といたしましては、水管橋が主な工事となっております。そのほか、配水管整備事業は、県発注工事に伴う切り回し工事が主なものとなっております。

その他建設改良費については、発電機等の電気関係の更新工事等が主なものとなっております。

以上を予定しております。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 企業債については、すぐ出ないようですので、後でご報告いただければよろしいです。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第67号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾）　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後　２時５２分　閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長　　岡　崎　健　吾